

氏名	谷口 彰一		
学位の種類	博士（経営管理）		
学位記番号	博甲第九号		
学位授与年月日	平成 30 年 3 月 22 日		
学位授与の要件	嘉悦大学学位規程第 6 条		
学位論文名	日本における雇用機会確保としての創業支援政策に関する研究 －厚生労働省による創業支援に関する助成金制度を中心に－		
論文審査委員	主査教授 黒瀬 直宏	副査教授 三井 逸友	
	副査教授 安田 武彦（外部審査員）		

論文審査の結果の要旨

本論文は海外と比較しつつ日本の創業支援策の問題点を指摘する。その政策論上の貢献は、第 1 に、日本ではベンチャービジネスなど研究開発型の中小企業の創業促進が創業支援策とされているが、海外では①研究開発型中小企業の創業支援と②雇用機会確保のため「まちの起業家」支援が創業支援策の両輪となっているとの主張である。これは日本における創業支援に関する一般的通念への挑戦という重要な意味を持つ。第 2 に、日本でも一部でだが②の創業支援策が実施されていることを具体的に明らかにしたことである。特に厚生労働省の雇用保険関連の施策にその機能があることを具体的に示したことは、中小企業政策の研究者にとっても新鮮な事実提示である。また、施策利用者へのインタビュー調査は施策の実態を明らかにするのに役立っており、努力を多としたい。

だが、不満も多く残る。日本ではなぜ①が中心になったのかの説明は本論文の重要ポイントのはずだが、80 年代後半に国際協調型産業構造の構築が必要になったことがあげられているだけである。このほかに産業政策に対する中小企業政策の従属的地位、中小企業政策における小規模企業・自営業振興対策の副次的位置づけなど重要な背景があるのではないか、検討不十分である。②の充実の必要性を主張したいならば、中小企業憲章の閣議決定、小規模企業振興基本法の制定はその基盤になるはずだが、何ら触れられていないのは残念である。また、本論文の学術上の位置づけ、貢献が明確ではない。三井逸友氏の主張を土台にしていると思われるが、その上に何を付け加え学術的に進化させたかを明示してほしかった。また、論述に明解とは言えない部分が散見される。

論述が明晰性に欠ける等の問題点があるが、日本の創業支援政策に関する重要な問題提起と重要な事実発掘をしており、博士論文に値する水準に達している。